

今冬の除排雪について



市では、安全で安心な市民生活や経済活動が維持できるよう、効率的かつ効果的な除排雪作業を実施するほか、凍結路面对策や市民協働による地域除雪活動を推進し、円滑な道路交通および快適な生活空間の確保に努めます。

お問合せ ▶本庁・亀田支所・湯川支所・銭亀沢支所管内 土木部道路管理課 ☎21-3414

▶東部4支所管内…各支所の産業建設課 ・戸井支所 ☎82-2115 ・恵山支所 ☎85-2336

・楯法華支所 ☎86-2111 ・南茅部支所 ☎25-5069



市からのお願い

▶車道や歩道へ雪を出さないでください

道路への雪出し行為は、道路法や道路交通法の禁止行為です。交通事故の原因となり危険です。

▶除雪車の周りに近づかないでください

小さいお子さんのいる方は、特に注意してください。

▶車道や歩道上に物を置かないでください

出入口の段差解消のための斜路（スロープ）、ごみ箱などは、除雪の妨げになります。破損した場合も弁償の対象にはなりません。

▶玄関前や歩道の除雪にご協力ください

除雪の際は、皆さんの玄関や車庫の前に雪がこぼれたり、出入口が狭くなってしまうことがあります。

▶深夜作業への理解をお願いします

交通量が多い道路は、深夜から早朝にかけて除雪を行います。

▶路上駐車禁止にご協力ください

車の路上放置や迷惑駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりでなく、交通事故の原因となり危険です。



市民用雪捨て場のお知らせ

500㎡以上の駐車場等からの搬入はできません。

軽トラックまで搬入可

- ・万年橋公園（北浜町1番）
- ・西小学校跡地（弥生町12番）

2tトラックまで搬入可（ロングトラック・1ナンバー以上不可）

- ・新川公園三角グラウンド（上新川町18番）
- ・西旭岡第4号児童公園（西旭岡町3丁目21番）
- ・赤川1丁目資材置場（赤川1丁目10番）

4tトラックまで搬入可

- ・古川町資材置場（古川町325番地）
- ・東山町雪捨て場（東山町174番地）

地域住民用雪捨て場のお知らせ

街区公園などを家庭用スノーダンプやソリの排雪に限定した地域住民用雪捨て場として市民の皆さんに開放します。詳細については、市のHPをご覧ください。

スノーボランティアサポートプログラムの実施

地域の生活環境向上のため、歩道、生活道路および小中学校周辺の通学路の除排雪等に協力していただける団体を募集しています。

HP 在宅高齢者・障がい者向けの除雪サービス

自力で除雪ができない世帯を対象に、外出ができるよう出入口部分の除雪と雪下ろしを行っています。

- 対象**
- ・高齢者のみの世帯
 - ・身体障がい者のみの世帯
 - ・高齢者と身体障がい者の世帯

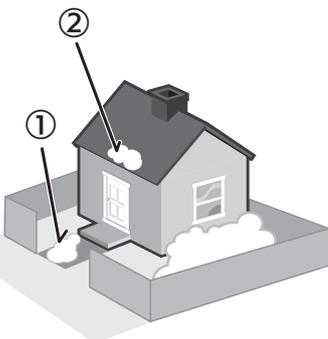
※ 原則として、除雪等を援助してくれる方が近隣にいないことや敷地内に融雪機等が設置されていないこと。

除雪・雪下ろしの範囲

- ①道路に面した出入口から玄関先までの敷地内の通路部分（1人通れる程度の幅）
- ②玄関先に落雪する恐れのある軒先部分

※ 公道や歩道の除雪はできません。

※ 東部4支所管内は雪下ろしを行っていません。



実施日

- ▶除雪＝市の除雪車の稼働日（時間の指定はできません。）
- ▶雪下ろし＝軒先の積雪状況により適宜（後日対応。時間の指定はできません。）

実施期間 おおむね12月～翌年3月（土・日・祝日と12月28日～1月5日を除く）

お申込みには毎年、訪問調査と事前登録が必要です。

お問合せ

- ▶高齢福祉課（市役所2階） ☎21-3025
- ▶亀田支所 亀田福祉課 ☎45-5482
- ▶東部4支所の市民福祉課
- ・戸井支所 ☎82-2112 ・恵山支所 ☎85-2335
- ・楯法華支所 ☎86-2111 ・南茅部支所 ☎25-6045
- ▶「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」連絡先は、3ページをご覧ください。